

台湾向け輸出水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領

平成 31 年 3 月 8 日 30 消安第 5745 号
改正 令和 4 年 3 月 30 日 3 消安第 7256 号

目次

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 証明書発行機関の登録
- 第 4 台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場の登録
- 第 5 登録水域・養殖場の所有者又は管理者の遵守事項
- 第 6 輸出前の検査の実施
- 第 7 衛生証明書の発行
- 第 8 問題が発生した場合の対応
- 第 9 その他

- 別添 1 検査機関の認定に関する手続
- 別添 2 台湾向け輸出水産動物の検査対象及び検査方法
- 別添 3 電子メール又は NACCS による衛生証明書の発行申請手続
- 別添 4 魚類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（養殖・飼育用）
- 別添 5 魚類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（食用）
- 別添 6 甲殻類及び貝類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（養殖・飼育用）
- 別添 7 甲殻類及び貝類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（食用）

第 1 目的

本要領は、台湾向け輸出水産動物について、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表 1 の別紙 TW-S2「台湾向け輸出水産動物等の取扱要綱」に基づく台湾向け輸出水産動物の衛生証明書の発行手続等の詳細を定めるものである。

第 2 用語の定義

本要領において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）台湾向け輸出水産動物：養殖・飼育用又は食用の魚類（本要領において「配偶子及び受精卵」を含む。）、甲殻類及び貝類であり、別表に記載する台湾が指定する生きている水産動物をいう。
- （２）対象疾病：別表に記載する台湾が指定する対象水産動物ごとの疾病をいう。
- （３）登録水域・養殖場：台湾向け輸出水産動物が採取される水域及び養殖・蓄養される養殖場として登録された水域・養殖場をいう。
- （４）証明書発行機関：水域・養殖場の登録及び衛生証明書の発行を行う機関として、畜水産安全管理課が登録した都道府県（本要領において「地方独立行政法人」を含む。）をいう。
- （５）検査機関：都道府県又は別添 1 に基づき畜水産安全管理課若しくは都道府県の認定を受けた民間の検査機関をいう。

- (6) サーベイランス：検査機関が別添2に従い、対象疾病の検査を少なくとも3ヶ月以上の間隔をおいて年2回行う検査方法をいう。
- (7) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課をいう。
- (8) 衛生証明書：台湾向け輸出水産動物への添付が求められている動物衛生に関する証明書をいう。
- (9) 輸出者：台湾向け輸出水産動物を輸出しようとする者をいう。
- (10) OIE 水生動物診断マニュアル：国際獣疫事務局（OIE）が発行する、水生動物の診断方法を示したマニュアル（Manual of Diagnostic Tests for Aquatic Animals）をいう。

第3 証明書発行機関の登録

- (1) 証明書発行機関として登録を受けようとする都道府県は、別紙様式1により、衛生証明書に記載する発行機関の名称及びその印章を畜水産安全管理課に申請するものとする。なお、都道府県において複数の証明書発行機関を登録することができる。
- (2) 畜水産安全管理課は、都道府県から別紙様式1による証明書発行機関の登録申請を受理した場合、当該機関の名称を農林水産省のホームページにて公表する。当該公表をもって登録手続の完了とする。
- (3) 証明書発行機関は、登録した機関の名称及び印章に変更が生じた場合は、その都度速やかに別紙様式2により畜水産安全管理課に登録事項の変更を申請するものとする。

第4 台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場の登録

(1) 登録の申請

台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場として登録を受けようとする者は、別紙様式3により、証明書発行機関に登録申請を行う。登録申請を受理した証明書発行機関は、(2)の要件に適合するかどうか審査する。

(2) 登録の要件

清浄な水域・養殖場として登録を受けようとする場合は次の①から④までを、清浄な水域・養殖場以外の水域・養殖場として登録を受けようとする場合は次の④を、それぞれ満たしていること。なお、対象疾病が持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に規定された特定疾病であって、国内で発生が確認されていない疾病の場合は、当該疾病発生時には報告の義務があり、かつ、輸出水産動物が当該疾病にかかっていないことが明らかであるため、当該疾病に対して清浄な水域・養殖場として登録して差し支えない。

- ① 内水面の養殖場の登録を受けようとする場合は、当該養殖場において、外部からの人又は動物の侵入防止対策がとられ、飼育水として地下水、水道水その他確実に殺菌された水が使用されていること。
- ② 登録を受けようとする水域・養殖場は、サーベイランスにより、過去2年間にわたり、対象疾病の発生が確認されていないこと。
- ③ 水域・養殖場に導入される親魚、種苗等については、過去2年間にわたり、アからウまでのいずれかを満たしていること。
 - ア 当該水域・養殖場由来のものであること。
 - イ 導入前に検査機関が実施する検査等により対象疾病の発生が確認されていない水域・養殖場由来のものであること。
 - ウ 当該水域・養殖場と同等の衛生管理が実施されている水域・養殖場由来のものであること。
- ④ 登録後は、5の事項が遵守されていること。

(3) 登録

証明書発行機関は、(2)の要件に適合していると認められる場合には、清浄な登録水域・養殖場又は清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場として登録する。なお、錦鯉については、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（令和2年4月1日付け元消安第6231号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）で定めるリストに登録されている場合、金魚については、同要領に準じている場合、清浄な登録水域・養殖場として登録して差し支えない。

(4) 登録の変更

(3)の登録を受けた者が登録の変更を受けようとする場合には、当該変更が生じる前に、別紙様式4により、証明書発行機関に登録変更申請を行う。登録変更申請書を受理した証明書発行機関は、(2)の要件に適合するかどうか審査の上、登録を変更する。

(5) 登録の取消し

(3)の登録を受けた者が登録取消しを受けようとする場合には、別紙様式5により、証明書発行機関に取消申請を行う。証明書発行機関は、登録の取消申請書を受理した場合又は(2)の要件に適合していないと判断した場合には、4(3)の登録を取り消すこととし、別紙様式6により登録の取消しを通知する。

(6) その他

都道府県が台湾向け輸出水産動物の水域を設定し、登録水域と同等の管理を行う場合には、水域の登録を省略できる。

第5 登録水域・養殖場の所有者又は管理者の遵守事項

清浄な水域・養殖場以外の水域・養殖場の登録を受けた者は次の(1)から(3)までの事項を、清浄な水域・養殖場の登録を受けた者は次の(1)から(6)までの事項を、それぞれ遵守しなければならない。

- (1) 水産防疫対策要綱（平成28年7月1日付け農林水産省消費・安全局長通知）の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づく基本的な防疫措置（親魚、種苗等の導入時における導入元の疾病発生状況、衛生管理状況等の確認、疾病発生時の都道府県への報告、死魚の除去、消毒等の基本的なまん延防止措置の実施等）を台湾向け輸出水産動物の対象疾病全てに対し適切に実施すること。
- (2) 台湾向け輸出水産動物が衛生証明書の発行要件を満たしていることを確認するための証明書発行機関による水域・養殖場の現地確認及び検査に協力すること。
- (3) 台湾向け輸出水産動物の健康状態が通常と異なる場合又は死亡数が増加するなど疾病の疑いを確認した場合は、速やかに証明書発行機関に相談することとし、自主的な管理に努めること。
- (4) 登録水域・養殖場毎に、サーベイランスを実施し、その検査結果は、少なくとも検査日以降3年間保管すること。
- (5) 登録水域・養殖場に導入された水産動物の導入元がわかる記録簿を少なくとも導入後3年間保管すること。
- (6) 他の水域・養殖場からの親魚、種苗等の毎年1月から12月までの導入状況及び(4)のサーベイランスの検査結果を、翌年3月末までに証明書発行機関へ提出すること。また、証明書発行機関から求めがあった場合には、当該検査結果の関係資料を提出すること。

第6 輸出前の検査の実施

輸出者は、清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場に由来する水産動物の輸出については、別添2に基づく輸出前の検査の申請を別紙様式13により検査機関に行うも

のとする。検査機関は、検査の実施後、別紙様式 14 により当該輸出者に検査結果を通知する。ただし、検査機関と証明書発行機関が都道府県関係部署である場合には、輸出者は別紙様式 13 の申請を、検査機関は別紙様式 14 の通知を省略できる。

なお、清浄な登録水域・養殖場由来の水産動物の輸出については、対象疾病のサーベイランスを実施していることから、検査機関による輸出前の検査は要さない。

第 7 衛生証明書の発行

(1) 発行手続

輸出者は、輸出の都度、別紙様式 7 及び別紙様式 9 から 12 に必要事項を記入の上、関係書類を添付して証明書発行機関に提出する。証明書発行機関は、輸出水産動物が養殖・飼育用の魚類については別添 4、食用の魚類については別添 5、養殖・飼育用の甲殻類及び貝類については別添 6、食用の甲殻類及び貝類については別添 7 の発行要件及び発行手続に基づき、衛生証明書の発行手続を行う。証明書発行機関は、当該発行要件を満たすと判断した場合、別紙様式 9 から 12 により衛生証明書を発行する。また、当該証明書の発行の申請は、別添 3 に従い電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）により行うこともできる。

(2) 衛生証明書を発行しない場合

証明書発行機関は、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて畜水産安全管理課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書を発行しないことができる。

- ① 提出書類について虚偽の記載があり、若しくはその疑いがあるとき又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるとき。
- ② 過去に交付を受けた衛生証明書の不適正な使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した場合に、衛生証明書の適正な取扱いが確保されないと見込まれるとき。
- ③ その他相当の理由があると見込まれるとき。

なお、証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した場合は、畜水産安全管理課へ連絡する。

(3) 申請の取消し

輸出者は、台湾向け輸出水産動物について予定した輸出が中止になるなど、衛生証明書の発行が不要となった場合には、速やかに別紙様式 8 の取消申請書を提出する。

既に輸出者が衛生証明書を受領していたときは、証明書発行機関に速やかに取消申請書を提出するとともに、衛生証明書を当該機関に返却する。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行を行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第 8 問題が発生した場合の対応

輸出水産動物に関する疾病発生連絡を台湾当局から受けるなど、問題が発生した場合、畜水産安全管理課は、証明書発行機関の協力を得て、輸出者、4 の水域・養殖場の登録を受けた者等に対して、原因究明・改善の指示、登録水域・養殖場の調査、登録の取消し等の必要な措置を講じるものとする。

第 9 その他

- (1) 輸出者、養殖業者、漁業者等は、証明書発行機関に対し、何らかの請求を行う権利を有さない。
- (2) 輸出者、養殖業者、漁業者等は、台湾の規則及び条件について自ら最新の情報を収集するよう努めるものとする。

検査機関の認定に関する手続

1. 検査機関の概要

検査機関は、輸出者の申請に基づき、衛生証明書の発行に係る検査を行うものとする。

2. 検査機関の認定手続

畜水産安全管理課又は都道府県が審査し、検査機関として適切であると認定した者は、検査機関になることができる。(1)の認定要件を満たす民間の検査機関は、(2)の提出書類を(3)の申請先に提出することにより、検査機関としての認定を受けることができる。

(1) 認定要件

検査機関として適格である者として次の事項を全て満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 検査業務の方針、手続及び運用が差別的取扱いにならないよう、検査業務の客観性及び公平性を確保するための体制が整備されていること。
- ③ 検査業務とその他の活動とを区別する方針、手順等を有し、検査業務がその他の活動に影響されないこと。
- ④ 検査業務を実施する上で必要となる人員、設備（NACCSの利用可能な設備を含む。）、施設及び財務基盤を有すること。
- ⑤ 検査業務に係る記録を適切に作成、保管するとともに、業務の過程で得られる情報の秘密を保持するための内部規則等を有すること。
- ⑥ 検査機関が利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

ア 検査機関が株式会社である場合にあっては、検査機関の親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）が、輸出者として衛生証明書の発行申請者（本要領において「証明書発行申請者」という。）になるおそれがあること。

イ 検査機関の役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えること。

ウ 検査機関の代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

(2) 提出書類

- ① 別紙様式 16 の認定申請書
- ② 別添 2 の検査方法に従って適切に検査を実施できる体制を整えていることを示す以下の資料（いずれも写しで可。）
 - ア 定款
 - イ 組織の概要を示す資料
 - ウ 組織の財務体制を示す資料
 - エ 役員の氏名及び略歴が分かる資料
 - オ 手数料に関する資料
 - カ 株式会社の場合は、主要な株主構成が分かる資料

キ 検査にかかる人員及び設備に係る資料

ク 過去の検査についての実績を示す資料

ケ ISO 認証等の第三者機関による認定を受けている場合は、当該認定を証する資料

(3) 申請先

畜水産安全管理課又は都道府県

3. 認定証の交付

畜水産安全管理課又は都道府県は、検査機関の認定の申請があった場合、2の(1)の要件を満たしている場合又は2の(2)の提出書類を審査し、必要に応じて職員に立入調査を行わせた結果、検査機関として適切であると認めた場合、申請者に対し、別紙様式17により検査機関の認定書を交付するものとする。

4. 検査機関への指導・検査等

(1) 指導

畜水産安全管理課又は都道府県は、認定した検査機関（本要領において「認定検査機関」という。）に対し、検査業務の適切な実施のために必要な指導を行うものとし、認定検査機関はこれに従うものとする。

(2) 検査

畜水産安全管理課又は都道府県は、認定検査機関に対し、検査業務が適切に実施されていることを確認するため、必要に応じ検査を行うものとし、認定検査機関はこれに協力するものとする。

(3) 認定の取消し

畜水産安全管理課又は都道府県は、以下に該当するときは、認定検査機関の認定の取消し等の必要な措置を講ずるものとする。

① 認定検査機関が2の(1)の要件を備えていないと認める場合

② 認定検査機関が輸出者からの申請に対し正当な理由なく検査業務を行わなかった場合

③ 認定検査機関が業務を行う上で不適正な行為を行ったと認められる場合

④ 認定検査機関が(2)の検査を受けることを拒否した場合

⑤ その他相当の理由がある場合

5. 提出書類の記載事項の変更及び認定の取消し

(1) 認定検査機関は、提出書類の記載事項等に変更があった場合は、申請先に別紙様式18の変更申請書を提出するものとする。

(2) 認定の取消しを希望する認定検査機関は、申請先に別紙様式19の取消申請書を提出するものとする。

台湾向け輸出水産動物の検査対象及び検査方法

1. 対象動物及び対象疾病

検査機関は、検査の申請があった台湾向け輸出水産動物について、対象疾病の検査を実施する。ただし、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に規定された特定疾病であって、国内で発生が確認されていない疾病の場合は、輸出水産動物が当該疾病にかかっていないことが明らかなことから、検査は省略できるものとする（別途、農林水産省のホームページに掲載する。）。

2. 検査方法

検査方法は以下によるものとする。ただし、流行性潰瘍性症候群（EUS）については、臨床観察による検査（魚体表面に潰瘍、発赤等の病変が認められないこと）を実施する。また、発眼卵の輸出については、親魚を検査する。

(1) サーベイランス（清浄な登録水域・養殖場の場合）

検査は、対象疾病の発病可能水温で飼育中の臨床症状に異常がないもの 30 尾以上からサンプリングを行い、OIE 水生動物診断マニュアルで推奨されている検査方法に従って、実施する。なお、5 尾を 1 検体とすることができる。

(2) 輸出前の検査（清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場の場合）

検査機関は、OIE 水生動物診断マニュアルに記載されている検査方法（ただし、養殖・飼育用の水産動物を輸出する場合は、同マニュアルで推奨されている検査方法に限る。）に従って、検査を実施する。なお、同マニュアル中、臨床観察とは、体表・鰓（えら）等の出血、貧血、体色黒化、退色、旋回游泳、游泳（動き）緩慢、瀕死・へい死の増加等の外観上の異状の有無を確認することをいう（別添 4 及び別添 6 において同じ）。サンプリング数は以下の表のとおり。

輸出申請数量 （個体数）	感染率 2%が疑われる 場合（個体数）	感染率 5%が疑われる 場合（個体数）	感染率 10%が疑われる 場合（個体数）
50 以下	50	35	20
51～100	75	45	23
101～250	110	50	25
251～500	130	55	26
501～1,500	140	55	27
1,501～40,000	145	60	27
40,001～100,000	145	60	27
100,001 以上	150	60	30

（原則、感染率 10%を適用することとする。）

電子メール又は NACCS による衛生証明書の発行申請手続

1. 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又は NACCS を利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、2.(1)の輸出水産動物の輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行うときは、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請については、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

2. その他

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、以下に留意の上、別紙様式 20 により年度内の輸出水産動物の輸出計画書を毎年書面にて証明書発行機関宛に提出すること。

- ① 輸出計画書には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 同一の証明書発行機関に対する申請である限り、一つの輸出計画書に複数の輸出先国・地域の輸出計画を記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

魚類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（養殖・飼育用）

1. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、輸出の都度、別紙様式 7 及び別紙様式 9 に必要事項を記入し、次の書類を添付して証明書発行機関に提出する。

- (1) 登録水域・養殖場で少なくとも 14 日間飼育したことがわかる管理簿等。
- (2) 清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場に由来する魚類の場合、輸出前 30 日以内の検査機関による対象疾病の検査結果（別紙様式 14）。
- (3) 清浄な登録水域・養殖場に由来する魚類の場合、直近に実施された本要領第 5 (4) の検査結果の写し。
- (4) 2 (6) の場合、第三国政府機関発行の証明書又はその写し。
- (5) 別紙様式 7 の記載内容が確認できる書類（インボイス、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）等の写し）。

2. 衛生証明書の発行要件

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する「内国貨物」であること。
- (2) 提出された別紙様式 7 及び別紙様式 9 の記載内容と添付された書類の記載内容が合致していること。
- (3) 輸出しようとする魚類（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵又はその親魚）は、少なくとも輸出前（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵の採取前）14 日間は登録水域・養殖場で飼育され、その登録水域・養殖場では少なくとも輸出前 3 ヶ月間は、伝染性疾病等による大量死亡が発生していないこと。
- (4) 水域・養殖場が、台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場として登録され、別添 2 に基づく輸出前 30 日以内の対象疾病の検査結果が陰性であること又は清浄な水域・養殖場として登録されていること。
- (5) 証明書発行機関が登録水域・養殖場からの出荷前 7 日以内に行う臨床観察において、輸出しようとする魚類が健康であり、外部寄生虫の感染及び伝染性疾病の徴候が見られないことを確認していること（当該確認について証明書発行機関から委任された者は、別紙様式 15 により臨床症状観察証明書を証明書発行機関に提出すること。）。
- (6) 第三国からの輸入後 3 ヶ月以内に輸出する場合、次の①及び②を証明する第三国政府発行の証明書又はその写しがあること。
 - ① 対象疾病にかかっていないこと。
 - ② 水域・養殖場において少なくとも 3 ヶ月は伝染性疾病等による大量死亡が発生していないこと。

3. 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、1 に基づく申請が 2 の発行要件を満たすと判断した場合は、以下留意の上、別紙様式 9 により衛生証明書を発行して、申請者に交付するとともに、その写し及び関係書類を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。

- (1) 別紙様式 9 II (2) にあるチェック項目の該当箇所に「×」を記入すること。

- (2) 対象疾病のサーベイランスを実施している場合には、別紙様式 9 II (2) I (II) にサーベイランスの対象疾病を英語で記入すること。(農林水産省ホームページの発生状況を確認し、対象疾病が特定疾病であって国内で発生が確認されていないものについては、その対象疾病を英語で記入することができる。)
- (3) 別添 2 に基づく対象疾病の検査を実施している場合には、別紙様式 9 II (2) II の表に別紙様式 14 の検査結果を英語で記入すること。

魚類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（食用）

1. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、輸出の都度、別紙様式 7 及び別紙様式 10 に必要事項を記入し、次の書類を添付して証明書発行機関に提出する。

- (1) 清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場に由来する魚類の場合、輸出前 30 日以内の検査機関による対象疾病の検査結果（別紙様式 14）。
- (2) 清浄な登録水域・養殖場に由来する魚類の場合、直近に実施された本要領第 5（4）の検査結果の写し。
- (3) 別紙様式 7 の記載内容が確認できる書類（インボイス、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）等の写し）。

2. 衛生証明書の発行要件

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する「内国貨物」であること。
- (2) 提出された別紙様式 7 及び別紙様式 10 の記載内容と添付された書類の記載内容が合致していること。
- (3) 水域・養殖場が、台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場として登録され、別添 2 に基づく輸出前 30 日以内の対象疾病の検査結果が陰性であること又は清浄な水域・養殖場として登録されていること。

3. 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、1 に基づく申請が 2 の発行要件を満たすと判断した場合は、以下留意の上、別紙様式 10 により衛生証明書を発行して、申請者に交付するとともに、その写し及び関係書類を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。

- (1) 別紙様式 10 II (1) の I 及び II にあるチェック項目の該当箇所に「×」を記入すること。
- (2) 対象疾病のサーベイランスを実施している場合には、別紙様式 10 II (1) I にサーベイランスの対象疾病を英語で記入すること。（農林水産省ホームページの発生状況を確認し、対象疾病が特定疾病であって国内で発生が確認されていないものについては、その対象疾病を英語で記入することができる。）
- (3) 別添 2 に基づく対象疾病の検査を実施している場合には、別紙様式 10 II (1) II の表に別紙様式 14 の検査結果を英語で記入すること。

甲殻類及び貝類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（養殖・飼育用）

1. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、輸出の都度、別紙様式 7 及び別紙様式 11 に必要事項を記入し、次の書類を添付して証明書発行機関に提出する。

- (1) 登録水域・養殖場で少なくとも 14 日間飼育したことがわかる管理簿等。
- (2) 清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場に由来する甲殻類及び貝類の場合、輸出前 30 日以内の検査機関による対象疾病の検査結果（別紙様式 14）。
- (3) 清浄な登録水域・養殖場に由来する甲殻類及び貝類の場合、直近に実施された本要領第 5（4）の検査結果の写し。
- (4) 2（6）の場合、第三国政府機関発行の証明書又はその写し。
- (5) 別紙様式 7 の記載内容が確認できる書類（インボイス、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）等の写し）。

2. 衛生証明書の発行要件

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する「内国貨物」であること。
- (2) 提出された別紙様式 7 及び別紙様式 11 の記載内容と添付された書類の記載内容が合致していること。
- (3) 輸出しようとする甲殻類及び貝類は、少なくとも輸出前 14 日間は登録水域・養殖場で飼育され、その登録水域・養殖場では少なくとも輸出前 3 ヶ月間は、伝染性疾病等による大量死亡が発生していないこと。
- (4) 水域・養殖場が、台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場として登録され、別添 2 に基づく輸出前 30 日以内の対象疾病の検査結果が陰性であること又は清浄な水域・養殖場として登録されていること。
- (5) 証明書発行機関が登録水域・養殖場からの出荷前 7 日以内に行う臨床観察において、輸出しようとする甲殻類及び貝類が健康であり、外部寄生虫の感染及び伝染性疾病の徴候が見られないことを確認していること（当該確認を証明書発行機関から委任された者は、別紙様式 15 により臨床症状観察証明書を証明書発行機関に提出すること。）。
- (6) 第三国からの輸入後 3 ヶ月以内に輸出する場合、次の①及び②を満たす第三国政府発行の証明書又はその写しがあること。
 - ① 対象疾病にかかっていないこと。
 - ② 水域・養殖場において少なくとも 3 ヶ月間は伝染性疾病等による大量死亡が発生していないこと。

3. 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、1 に基づく申請が 2 の発行要件を満たすと判断した場合は、以下留意の上、別紙様式 11 により衛生証明書を発行して、申請者に交付するとともに、その写し及び関係書類を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。

- (1) 別紙様式 11 II (2) にあるチェック項目の該当箇所に「×」を記入すること。

- (2) 対象疾病のサーベイランスを実施している場合には、別紙様式 11 II (2) I (Ⅲ) にサーベイランスの対象疾病を英語で記入すること。(農林水産省ホームページの発生状況を確認し、対象疾病が特定疾病であって国内で発生が確認されていないものについては、その対象疾病を英語で記入することができる。)
- (3) 別添 2 に基づく対象疾病の検査を実施している場合には、別紙様式 11 II (2) II の表に別紙様式 14 の検査結果を英語で記入すること。

甲殻類及び貝類の衛生証明書発行要件及び発行手続について（食用）

1. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、輸出の都度、別紙様式 7 及び別紙様式 12 に必要事項を記入し、次の書類を添付して証明書発行機関に提出する。

- (1) 清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場に由来する甲殻類及び貝類の場合、輸出前 30 日以内の検査機関による対象疾病の検査結果（別紙様式 14）
- (2) 清浄な登録水域・養殖場に由来する甲殻類及び貝類の場合、直近に実施された本要領第 5（4）の検査結果の写し。
- (3) 別紙様式 7 の記載内容が確認できる書類（インボイス、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）等の写し）。

2. 衛生証明書の発行要件

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する「内国貨物」であること。
- (2) 提出された別紙様式 7 及び別紙様式 12 の記載内容と添付された書類の記載内容が合致していること。
- (3) 水域・養殖場が、台湾向け輸出水産動物の水域・養殖場として登録され、別添 2 に基づく輸出前 30 日以内の対象疾病の検査結果が陰性であること又は清浄な水域・養殖場として登録されていること。

3. 衛生証明書の発行

証明書発行機関は、1 に基づく申請が 2 の発行要件を満たすと判断した場合は、以下留意の上、別紙様式 12 により衛生証明書を発行して、申請者に交付するとともに、その写し及び関係書類を 3 年間保存する。また、衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。

- (1) 別紙様式 12 II (1) の I 及び II にあるチェック項目の該当箇所に「×」を記入すること。
- (2) 対象疾病のサーベイランスを実施している場合には、別紙様式 12 II (1) I (II) にサーベイランスの対象疾病を英語で記入すること。（農林水産省ホームページの発生状況を確認し、対象疾病が特定疾病であって国内で発生が確認されていないものについては、その対象疾病を英語で記入することができる。）
- (3) 別添 2 に基づく対象疾病の検査を実施している場合には、別紙様式 12 II (1) II の表に別紙様式 14 の検査結果を英語で記入すること。